

京丹後市創業等支援補助金 Q&A

対象者について			
Q1	すでに事業を営んでいるが、別事業も始めたい。対象になるか。	A1	(個人の場合) 市内の空き店舗や空き家等を利用して創業する場合は「空き店舗・空き工場等活用促進事業」に該当するため対象になります。ただし、それまで使用していた市内の店舗等が空き店舗等になる場合(=市内移転)は対象になりません。  (法人の場合) 現在営んでいる事業を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する場合、もしくは市内の空き店舗や空き家等を利用して創業する場合は対象になります。ただし、後者の場合、それまで使用していた市内の店舗等が空き店舗等になる場合(=市内移転)は対象になりません。
Q2	最近創業(開業届を税務署に提出)したが、創業後の申請も対象になるか。	A2	対象になりません。必ず創業前に申請が必要です。
Q3	以前に当該補助制度を活用したことがあるが、再び活用することができるか。	A3	できません。
申請について			
Q1	2年度に渡って事業の実施をする申請をしたが、初年度に補助額が100万円に達した。2年度目の申請は不要か。	A1	申請は不要ですが、実績報告は必要です。
Q2	空き店舗・空き工場等活用促進事業で申請する際、添付書類の空き店舗等証明書とあるがどのようなものか。	A2	基本的には外観の写真で判断できれば不要としていますが、写真で判断できないような場合に不動産業者等に作成いただくことを想定しています。
Q3	大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)の対象となる施設内のテナントを使って新規で創業したい。「創業支援事業」と「空き店舗・空き工場等活用促進事業」のどちらで申請しても構わないか。	A3	大規模小売店舗立地法の対象となる施設および当該施設内のテナント型店舗を使用する場合は「創業支援事業」でのみ申請いただけます。
補助内容について			
Q1	住居の一部を店舗に改装する場合、補助対象になるか。	A1	対象になります。
Q2	申請前に購入したのもも補助対象になるか。	A2	対象になりません。補助対象となる経費は原則、交付決定後に購入したものに限られます。
Q3	営業用車両はリース購入でも補助対象になるか。	A3	対象になりません。リース後に所有権が移る場合であっても同様です。
Q4	店舗兼住居に1つトイレを作る。補助対象になるか。	A4	なりません。案分もできません。
Q5	営業用車両等の高額な備品について、支払いが2年度にまたがってよいか。	A5	認められません。補助の期間を2年度としているのは事業の進捗等により年度をまたぐことを可としているだけで、支払いの猶予期限ではありません。
Q6	中古品の購入も対象となるか。	A6	対象になります。
Q7	委託料とは何か。	A7	会社設立に係る司法書士等への委託費、事業プランの策定に係る専門家派遣に必要な経費、ホームページのデザイン料など。
Q8	広告宣伝費とは何か。	A8	販路開拓に係るパンフレットやチラシの印刷費など。
他の補助制度の併用について			
Q1	同一の事業内容で、国・府・市などの他の補助制度と併用はできるか。	A1	他の補助制度と同じ対象経費の場合は申請できません。対象経費が同じでなければ併用可能です。(例:工事費…府、備品購入費…市)
申請内容の審査について			
Q1	領収書の宛名が申請者以外の名義でもよいか。	A1	申請者と領収書の宛名は一致している必要があります。
補助金交付について			
Q1	前払いや概算払いで交付してもらえるか。	A1	できません。実績報告をいただき、内容の審査を行った後に交付します。
Q2	実績報告後、補助金交付までの期間はどのくらいか。	A2	書類に不備がなければ1か月程度で指定口座に振り込みます。